

図書館資料の著作権表示調査からの一考察

— 知財教育を基盤として —

三重県立津商業高等学校・世良 清

著作権教育は多く行われるようになったが、これまでの著作権教育では、法解釈を学習するだけ、あるいは違法性を指摘して複製や模倣を禁止する教育が多くみられた。WEB から他者が作成した図表や写真をはじめ、文章を安易に複製する場面が多く見られ、またソフトウェアの不法コピーに対しては、違法性を指摘するなど、教師による適切な指導は確かに必要である。しかし、現場の教師自身が曖昧な知識しかもたないことが問題である。学校内での特例があるため、生徒にとってはそれがそのまま社会で通用すると誤解が生じている。学校内であればまったく自由であるという考えをもつ教師が多く存在する一方、トラブルを避けて過剰に忌避する言動も散見される。著作権法の改定が十分に広まらないまま、誤った解釈が独り歩きすることがある。本報告では、著作権の指導を進めるうえで、書籍や雑誌などの著作物を例に、図書館所蔵資料の著作権表示のあり方を考えることから、その在り方を検討する。

1 はじめに

情報教育において著作権の指導は昨今、一般的となったが、学校内での特例があるため、生徒にとってはそれがそのまま社会で通用すると誤解が生じている、一方、教員にとっても、学校内であればどのようなことでも許されるという誤解がある。このような状況において、書籍や雑誌などの著作物を例に、その在り方を検討する。

2 教育現場での著作権問題

学校現場で、著作権教育は多く行われるようになったが、しかし、法解釈を学習するだけであったり、模倣する教育が散見される。調べ学習などでは、WEB から他者が作成した図表や写真をはじめ、文章を安易に複製する場面が多く見られ、またソフトウェアの不法コピーに対しては、違法性を指摘するなど、適切な指導は確かに必要である。

しかし、現場の教師自身が曖昧な知識しかもたず、ときに誤った対応が見られることがある。指導する教員の意識はどうか。著作権法第 30 条では私的使用の目的の複製が許容され、同法第 32 条では引用して利用できる、さらに同法 35 条では学校での授業をはじめ教育機関での複製が認められているが、これらの意図や制限範囲を意識し明確に把握しているのか疑問がある。例えば、学校内であればまったく自由であるという考えをもつ教師が多く存在する。あるいはトラブルを避けて過剰に忌避する言動も散見される。その結果、誤った考えが拡大するおそれがある。もちろん、その正否を決するには当事者間の問題であり、さらには公的に裁定されなければ確定しないので、曖昧さを感じるのはやむを得ないことではあ

る。そのためには教師や研究者自身が、正しい理解と判断力が求められる。実際に、著作権法を正しく認識しないままだと、不適切な対応になってしまいがちである。

書籍や雑誌の著作権の扱いも、学校図書館司書教諭らが正しい情報を提供する必要がある。著作権法は年々改定されるため、古くからの蔵書は今日の規定が反映されないままのものもある。あるいは、デジタル化の進展に伴って、まだ十分に制度が確立されていないケースもある。

筆者は、情報教育での著作権の指導に関連して、実際に以前の課題である書籍や雑誌など図書資料の著作権表示の表示状況を調査した。

3 図書資料の著作権表示調査

図書資料は、出版業界を中心としたこれまでの長い過程から、奥付などに著作権に関する注意や警告を記載することで、自ら保護することが行われている。筆者は、図書資料に著作権に関する注意や警告がどのように表示されているのか調査を試みた。

この調査は、予備調査として 2011 年 12 月に、執筆者が勤務する高校の図書室に所蔵する図書から、等間隔法でサンプリングし、筆者が日常の授業で使う教科書類を付加し、合わせて 158 冊の表示を抽出した。その後、2012 年 12 月に年内に刊行された 10 冊を追加して、著作権の表示状況を分類した。その結果、次に示す 6 パターンに分類できることがわかった。表 1 に示す。

① 著作権に関する注意や警告の表示がまったくないもの

私家版または官公庁による冊子が多く、一般書

表1 書籍・雑誌の著作権表示状況

西暦	昭和/平成	①	②	③	④	⑤	⑥	計
1960	35							
1961	36		1					1
1962	37							
1963	38							
1964	39							
1965	40							
1966	41							
1967	42							
1968	43							
1969	44		1					1
1970	45							
1971	46							
1972	47		1					1
1973	48	1						1
1974	49		1					1
1975	50							
1976	51							
1977	52	1						1
1978	53	1						1
1979	54							
1980	55							
1981	56							
1982	57	1						1
1983	58	2						2
1984	59							
1985	60			1				1
1986	61	1	1					2
1987	62			1	1			2
1988	63				1			1
1989	64/1		2		1			3
1990	2		1					1
1991	3							
1992	4	1	1					2
1993	5		1		1			2
1994	6			1	1			2
1995	7	1	1					2
1996	8		1	1	1			3
1997	9	1	1					2
1998	10	2	1					3
1999	11			1	1			2
2000	12			1	1			2
2001	13		3	1				4
2002	14	1			2			3
2003	15	1	2	1	2			6
2004	16			3	2			5
2005	17	2	5		1			8
2006	18	1	7		1			9
2007	19	2	5	1	4			12
2008	20	1	2	2	3			8
2009	21	2	1	2	2			7
2010	22	7	5	5	5			22
2011	23	3	8	6	1	5		23
2012	24	1	3	1	3	1	1	10
2013	25							
版年不明		11						11
計		44	55	28	34	6	1	168
割合		26.2%	32.7%	16.7%	20.2%	3.6%	0.6%	100.0%

籍・雑誌は少ない。著作権や産業財産権に関する冊子資料や、学校教材であるワークブックに表示がない。

② ◎マークを使用したもの

全体の 32%と最も一般的な表示である。標本のなかでも、1961年と最も早く、また2012年においても使用されている。官公庁によるものにもCマークあるいは「著作権所有」の表示が見られる。

<表示例>

- ・◎
- ・◎ 名前 発行年
- ・◎ 発行年 名前

③ 無断複写や転載等を禁じる表示があるもの

標本では1985年に初めて出現し、急速に使用されるようになった。しかし、表示の表現方法は多岐にわたり、◎マークの表示併用とそうでないものがある。

<表示例>

- ・この著作物の全部または一部を権利者に無断で複製（コピー）することは、著作権の侵害にあたり、著作権法により罰せられます。(1985、Cマークなし)
- ・本書は、構成・文書・プログラム・画像・データ等のすべてにおいて、著作権法の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写・複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為を行うことは禁じられています。
- ・本書は著作権上の保護を受けています。本書の一部または全部について（ソフトウェアおよびプログラムを含む）、株式会社〇〇〇から文書による許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写・複製することは禁じられています。(2010、2011)

④ 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているもの

標本での初出は1987年と、③「無断複写や転載を禁じる表示があるもの」とほぼ同じ状況である。うち11冊は日本複写権センター委託出版物、1冊は日本著作出版権管理システム委託出版物の表示がある。

<表示例>

- ・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ小社あて

許諾を求めてください。(1987、1988、1989、1991)

- ・R<日本著作権センター委託出版物> 本書の全部または一部を、無断で複写（コピー）することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本著作権センターにご連絡ください。(1994、1999、2004、2005、2007)
- ・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製（コピー）して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、小社あて事前に許諾をお求めください。(1996)
- ・JCLS（株）日本著作出版権管理システム委託出版物 本書の無断複写は著作権法上の例外を除き禁じられています。複写を希望される場合は、そのつど事前に（株）日本著作出版権管理システムの許諾を得てください。
- ・本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版社の権利の侵害となりますので、その場合は予め小社あて許諾を求めてください。(2008)
- ・本書の一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写、複製、転載、テープ化、ファイルに落とすことを禁じます。(2009、2010、2011)

⑤ 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているが、「自炊」について全面的に禁ずる表示のあるもの

2011年に出現した表示形式。同年の標本中では21.7%と、必ずしも全ての書籍・雑誌で見られるのではない。

<表示例>

- ・JCOPY <(社)出版者著作権管理機構 委託出版物> 本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(社)出版者著作権管理機構の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。(2011)
- ・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人の家庭内の利用であっても一切認められておりません。(2011)

- 本書の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。また、業者など、読者本人以外による本書のデジタル化は、いかなる場合でも一切認められませんのでご注意ください。(2011)
- 本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人の家庭内の利用であっても著作権法違反です。(2011)
- 本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、いかなる場合も著作権法違反となります。(2011)

⑥ 発行者の「著作権既定」を参照するように示したもの

奥付部分には、②から⑤にあるような著作権表示をしないで、発行者のホームページを参照するように示したもの。

<表示例>

- 本誌に掲載された著作物の複写、転載、翻訳などの詳細につきましては〇〇のホームページ <http://www.> 「著作権に関する規定、著作権許諾等に関するガイドライン」に記載されています。

4 まとめ

図書資料の著作権表示は、標本の 73. 8%で、何らかの形で明示的に表示されていたが、一方で、26. 2%は、今日においても特別な表示はなされていないことがわかった。世界には著作権が成立するために何ら方式や手続きを必要としない国（無方式主義）と、登録や表示などを必要とする国（方式主義）とがあり、日本は 1899 年にベルヌ条約（無方式主義）に加盟したことにより無方式主義を採用しているため、必ずしもこのマークや著作権所有の表示をしなくても保護される。

著作権表示は、©マーク表示を除くと、概ね 1985 年頃から実施され始めたことがわかった。事務用複写機がコンビニエンスストアなどで低廉に使用できるようになった時期と関連しているかと思われる。

著作権所有を明示的に主張するためのマークとして慣用される©マークは、著作者（著作権者）の氏名・著作物の公表年月日とともに、人目に付きやすい適当な場所に表示されることによって効

果を發揮することを期待してつくられたマークである。万国著作権条約によって、このマークを表記することにより、この条約の加盟国で方式主義を採用している国でも著作権が保護される。しかしながら、このマークの有無にかかわらず、不法コピーや海賊版などが散見される実態がある。

1985 年頃を機に「無断複写や転載を禁じる」という表示が一般的になり、その後例外規定にも触れる表示が出現したが、その後、2011 年には「自炊」についても全面的に禁じられていると誤解するような表示が出現した。近年、書籍の「自炊」に対して執筆者らがその代行業者に対して違法性を指摘し提訴した。「自炊」を利用者自身が自らの手で行うのではなく、それを代行する業者が介在する点が問題を複雑にしているが、あくまでその依頼者である個人の私的使用の範囲を超えない限り、違法性があると判断するのはやや無理があるのではなかろうか。大量の電子データが無秩序に流出することは確かに違法であるが、そうであれば電子書籍を開発し実用化させた電子機器の業界にも責任の一端はある。

何れにしても「自炊」事件については法廷で係争中でありまだ確実に不法行為であると言うことはできない。著作権の保護は必要だが、適切な表示をしないとかえって秩序を失うことになりかねないのではなかろうか。

図書資料は、出版業界を中心としたこれまでの長い過程から、著作物に注意や警告を記載することで、自ら保護することも行われてきた。しかし、自ら保護する余り、このように過剰な表示が散見されるようになったことが気になる。すなわち、生徒は、著作物などの知財に対して、「禁止」する旨の表示ばかりを目にすることによって、かえって「尊重」に対する気持ちを見失ってしまうのではないか、

参考文献

- 世良清「情報教育における著作権の指導方法－書籍の電子データ化をめぐる－」『日本産業技術教育学会第 27 回情報分科会（鳴門）研究発表会講演論文集』、p95-98、2012
- 世良清「知財教育の一環としての著作権指導に関する一考察－図書資料の著作権表示調査から－」『日本教育工学会研究報告集』（JSET13-1）、p235-240、2013